

千葉市公告第1025号

開発行為に関する工事の完了

次の開発行為及び開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年12月19日

千葉市長 神谷俊一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
稲毛区宮野木町1044番1、同番5乃至同番16、同番3地先道路の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
千葉県船橋市本町七丁目24番1号
株式会社 新陽住宅 代表取締役 石澤 瑞江